

阿見町総合教育会議 名簿

	区分	役職等	氏名	備考
1	構成員	町長	天田 富司男	
2		教育委員会教育長	菅谷 道生	
3		教育委員会教育委員	米倉 政実	
4		教育委員会教育委員	酒井 一範	
5		教育委員会教育委員	田邊 勉	
6		教育委員会教育委員	立原 順子	
7	町長部局 職員	総務部長	横田 健一	
8		保健福祉部長	飯野 利明	欠席
9		総務部企画財政課長	小口 勝美	
10		総務部総務課長	青山 公雄	
11		保健福祉部児童福祉課長	青山 広美	
12	教育委員会 部局職員	教育委員会教育次長	竿留 一美	
13		教育委員会学校教育課長	朝日 良一	
14		教育委員会学校給食センター所長	吉田 恭久	
15		教育委員会生涯学習課長 兼中央公民館長	佐藤 吉一	
16		教育委員会指導室長	前島 清	欠席
17		教育委員会学校教育課課長補佐	小倉 貴一	

関係法令条文(抜粋)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号)

最終改正：平成二七年七月一五日法律第五六号

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
 - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

○教育基本法

(平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)

(教育振興基本計画)

- 第十七条** 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

阿見町総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、阿見町総合教育会議（以下「教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 町長は、教育会議を招集しようとするときは、教育会議の開催日時及び場所、教育会議に付議すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 教育委員会は、法第1条の4第4項の規定に基づき町長に教育会議の招集を求めるときは、協議すべき具体的な事項のほか、教育会議の開催を希望する日時及び場所その他必要な事項を示すことができる。

（教育会議）

第3条 教育会議は、町長がその議長となる。

2 教育会議は、公開とする。ただし、次に掲げる場合であって教育会議で非公開と決定した場合は、この限りでない。

（1）個人情報その他の阿見町情報公開条例（平成12年条例第41号）第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について、協議又は調整を行う場合

（2）教育会議を公開することにより、教育会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められる場合

（3）前2号に掲げるもののほか、教育会議を非公開とすることについて公益上必要があると認められる場合

（議事録の作成及び公表）

第4条 町長は、教育会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録の公表は、教育会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、次に掲げる部分を除き、阿見町ホームページに掲載することにより行う。

（1）前条ただし書の規定により非公開とした教育会議に係る部分

（2）阿見町情報公開条例（平成12年条例第41号）第7条各号に規定する非公開情報に該当すると認められる部分

（庶務事務局）

第5条 教育会議の庶務事務局は、教育委員会学校教育課で行う。ただし、第2条第1項の規定による通知のほか、教育委員会の職員が補助執行をすることが適当でない認められる事務については、総務部総務課において処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、教育会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年2月9日から施行する。

阿見町教育大綱(案)

平成28年2月

阿見町

(1) 教育大綱策定の位置づけ

教育大綱は、平成27年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第1条の3に規定されているとおり、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

教育大綱を定めるにあたっては、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議することが定められています。

教育大綱については、平成26年7月17日付けの文部科学省の通知により、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その目標や施策の根本となる方針の部分が教育大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、総合教育会議において協議・調整し、当該計画をもって教育大綱に代えることと判断した場合には、別途、教育大綱を策定する必要はないと示されています。

(2) 阿見町教育振興基本計画等の状況

「阿見町教育振興基本計画」については、教育基本法第17条第2項に基づき、平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間として策定しているところです。

この「阿見町教育振興基本計画」では、阿見町の教育理念について「学びあい 支えあい 共に輝く人づくり」と設定し、その具現化のために5つの施策の柱を定め、子どもたちを強くしなやかに育てるとともに、よりよい教育の環境づくりを進めていくこととしています。

また、町の上位計画である「阿見町第6次総合計画（基本構想及び前期基本計画）」については、平成26年度から平成35年度までの10年間を計画期間として策定しているところです。

年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
阿見町教育振興 基本計画	基本構想 H25～H34(10年間)										
	前期基本計画(5年間)					後期基本計画(5年間)					
阿見町第6次 総合計画	基本構想 H26～H35(10年間)										
	前期基本計画(5年間)					後期基本計画(5年間)					

(3) 阿見町教育大綱の策定

教育大綱については、「阿見町教育振興基本計画」などを定めていることから、総合教育会議において、協議・調整を行い、当該計画をもって教育大綱に代えることと判断した場合には、別途、教育大綱を策定する必要はないことなどが文部科学省からの通知により示されているところです。

また、あわせて教育大綱については、詳細な施策について策定することを求めているものでないことも示されているところです。

このような通知を踏まえ、詳細な施策まで示されている「阿見町教育振興基本計画」全文を阿見町教育大綱とするのではなく、教育振興基本計画のうち「施策の基本方向」を抜粋し、阿見町教育大綱の基本方針として位置づけることとしました。

また、阿見町教育大綱の期間に関しては、教育大綱の対象とする期間を地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであることも通知で示されているところです。

しかし、「阿見町教育振興基本計画」の後期基本計画が、平成30年度を初年度としてあらたに策定されることを踏まえ、前期基本計画の計画期間である平成29年度までの約2年間の計画期間とすることとしました。

なお、平成28年度及び平成29年度に行う後期基本計画の策定状況を踏まえ、必要に応じて阿見町教育大綱の見直しを行うこととしました。

阿見町教育大綱の計画期間 平成28年2月から平成30年3月

(4) 基本方針

1 未来を拓き生きる力を育てる教育の推進

阿見町が共有できる教育理念を掲げ、9年間を通した阿見町の教育システムを構築することにより、子どもたちが将来に夢と希望をもち、その実現に向かって着実に進んでいけるような教育の推進に努めます。また、基礎的・基本的知識・技能の習得など確かな学力の定着を目指した教育を推進します。さらに、情報教育、環境教育、多文化共生の環境の充実など、時代に対応した教育について柔軟に推進していきます。

子どもたちの学力を支える教員の資質向上を図るため、そのサポート体制の充実に努めるとともに、多様な学習支援を展開していきます。

特別支援教育については、支援を必要とする誰もが個々の教育的ニーズに応じた教育が受けられるよう、指導の充実に努めるとともに、就学から卒業まで切れ目のない支援を図ります。

○小・中学校9年間を通した切れ目のない教育の推進

○自立を促す確かな学力の醸成と教師・指導者の育成・支援

2 豊かな心と健やかな体の育成

一人一人の子どもたちの豊かな心を育むため、道徳教育の充実や読書活動の推進を図るとともに、本町の地域性を生かした郷土教育や文化芸術活動の推進、教科や予科練平和記念館を活用した平和教育、社会性や豊かな人間性を育むための体験活動やボランティア活動の推進に努めます。

また、健やかな体を育成するため、学校体育の充実による体力づくり、学校保健・健康教育による健康の増進、食育の推進と安全な学校給食を提供するとともに、運動部活動の促進に努めます。

さらに、子どもたちが安定した未来を築けるよう、勤労観・職業観の醸成に努めるとともに、子どもたちの置かれている様々な状況にきめ細かく対応できる生徒指導の充実に努めます。

○健やかな心身の育ちをサポートする体制の充実

3 社会全体での教育力の向上

社会全体での教育力の向上を目指し、開かれた学校づくりにより、地域を巻き込んだ教育を進めていきます。また、乳幼児期からの支援や地域住民の連携により、家庭の教育力・地域の教育力の向上を目指します。

さらに、誰もが差別されることなく平等に参画できる社会を目指し、人権教育、男女平等教育を推進します。

○地域ぐるみで進める家庭の教育力、地域の教育力の向上

4 安心・快適で質の高い教育環境の創造

安心で安全な教育環境を目指し、危機管理体制の強化や防災教育、耐震化など災害に強い教育環境づくりに努めるとともに、学校周辺や通学路の防犯対策・交通安全対策の強化を図ります。また、快適で質の高い教育環境を目指し、学校情報化や学校施設・設備の充実を図るとともに生涯学習施設の整備・充実及び利活用を促進します。さらに、時代の進展に対応した教育環境を目指し、「公立小・中学校の適正規模について（指針）」（茨城県教育委員会）に基づく適正配置について検討を進めます。

○安全・快適かつ質の高い教育環境の形成

○小・中学校の教育環境と適正配置の検討

5 生涯にわたって学べる環境づくり

生涯学習社会の実現を目指し、生涯学習推進体制の整備充実を目指します。また、生涯学習情報の提供や生涯学習の普及啓発など、生涯学習環境の充実に努めるとともに、学習成果を生かした社会参加の促進を図り、生涯学習支援ボランティア活動の促進や生涯学習活動の牽引役である指導者の育成に努めます。

町民が生涯にわたって学べる環境づくりを目指し、公民館活動、ふれあい地区館事業、図書館、予科練平和記念館の充実など多様な生涯学習活動の場と機会の提供に努めます。

町民がいきいきと健やかに生活できるよう、生涯スポーツの普及・啓発と事業の推進、スポーツ団体・組織の育成に努めます。

質の高い阿見文化を創造するため、文化芸術にふれる機会の提供、町民による文化芸術活動の支援を図るとともに、地域に根ざした伝統文化の継承、文化財の保護・活用に努めます。

○町民が生涯にわたりいきいきと学べる生涯学習の推進

阿見町総合教育会議 平成28年度開催予定(案)

区分	開催時期	協議事項
定例会	適宜	○阿見町教育振興基本計画に関する協議について ○教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について
臨時会	随時	○児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について